

## 連結リスク管理債権・自己資本比率

### ● 連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	平成17年9月30日	平成18年9月30日
破綻先債権額	6,776	7,107
延滞債権額	150,771	121,319
3ヵ月以上延滞債権額	2,735	1,123
貸出条件緩和債権額	50,686	52,905
合計	210,970	182,455

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。
2. 「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金をいいます。
3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

### ● 連結自己資本比率（国際統一基準）

(単位：百万円)

		平成17年9月30日	平成18年9月30日
基本的項目	資本金	48,652	48,652
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	29,234	29,262
	利益剰余金	179,036	191,960
	自己株式（△）	3,671	3,719
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額（△）	—	1,494
	その他有価証券の評価差損（△）	—	—
	為替換算調整勘定	△396	△293
	新株予約権	—	—
	連結子会社の少数株主持分	2,803	3,375
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額（△）	—	—
	のれん相当額（△）	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額（△）	—	—
	連結調整勘定相当額（△）	—	—
繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計（上記各項目の合計額）	—	—	
繰延税金資産の控除金額（△）	—	—	
計	(A) 255,657	267,743	
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	—	—
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%	54,180	67,134
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	12,739	12,144
	一般貸倒引当金	22,803	27,926
	負債性資本調達手段等	38,100	12,400
	うち永久劣後債務（注2）	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	38,100	12,400
計	127,823	119,606	
控除項目	うち自己資本への算入額	(B) 127,823	119,606
	控除項目（注4）	(C) 706	1,540
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D) 382,775	385,808
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	3,189,050	3,314,092
	オフ・バランス取引項目	58,482	52,083
計	(E) 3,247,532	3,366,176	
連結自己資本比率（国際統一基準）＝(D)／(E)×100		11.78%	11.46%

- (注) 1. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
3. 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。